

## 参考6-1-1 介護福祉士の割合

### サービス提供体制強化加算 計算用

#### ★前年度の事業実績が6か月以上の事業所用

##### 【記入上の注意】

- 1 既に当加算の届出をしている事業所についても計算すること。  
ただし、計算の結果、加算状況が変わらない場合は届出不要であるが、当計算書を必ず保管しておくこと。
- 2 前年度（3月を除く）につき記載すること。
- 3 常勤換算は、介護保険法の関係通知、問答等に示された考え方にに基づき積算すること。  
(例) 常勤職員の勤務時間数は、残業等で常勤職員としての各月の所定労働時間を超える者については所定労働時間を上限として積算すること。  
非常勤職員の一人当たりの勤務時間は常勤職員の所定労働時間を上限として積算すること。等
- 4 加算条件を満たす場合 →翌年度の3月まで当該加算の算定可  
加算条件を満たさない場合→翌年度の3月まで当該加算の算定不可
- 5 介護福祉士（※）については、各月の前月の末日時点で資格を有している者とする。こと。  
〔※訪問入浴介護は、①介護福祉士 又は  
②介護福祉士、実務者研修修了者及び旧介護職員基礎研修課程修了者〕

##### 【職員の割合の計算】

対象月 (暦月)	(A) 常勤職員と しての所定 勤務時間	(B) 介護職員の 総勤務時間 数	(C=B/A) 常勤換算後 の介護職員 総数	(D) 介護福祉士 の勤務時間 数	(E=D/A) 介護福祉士 の常勤換算 数	(F=E平均/C平均) 前年度における割合
4月	時間	時間	人	時間	人	<div style="text-align: center;">=====</div> (介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 (I)イ ≥0.6 (I)ロ ≥0.5)
5月	時間	時間	人	時間	人	
6月	時間	時間	人	時間	人	
7月	時間	時間	人	時間	人	
8月	時間	時間	人	時間	人	
9月	時間	時間	人	時間	人	
10月	時間	時間	人	時間	人	
11月	時間	時間	人	時間	人	
12月	時間	時間	人	時間	人	
1月	時間	時間	人	時間	人	
2月	時間	時間	人	時間	人	
3月						
			C平均 人		E平均 人	

(2019年10月更新)